

欧州委員会は2017年11月9日、これまでにEUが締結した自由貿易協定（FTA）の履行やFTAパートナーとの貿易投資関係の推移に関し、2016年1月～12月までの状況をまとめた国別報告書を発表した。対象国は、ジョージア、モルドバ、ウクライナ、チリ、メキシコ、ノルウェー、セルビア、南アフリカ、スイス、トルコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、チュニジア、カリブ海諸国（EU・カリブ海経済パートナーシップ協定）、カメルーン、東南部アフリカ EPA 交渉グループ諸国）、太平洋諸国（EU・太平洋経済パートナーシップ協定）だ。

2017年12月8日に最終合意に至った日 EU 経済連携協定（EPA）では、例えば原産地規則章において自動車部品分野の第三国累積の将来規定が設けられるなど、今後の日 EU・EPA 活用を見据え、EU の第三国との FTA の運用上の課題や再交渉の動向等も押さえておきたいポイントだ。以下では、特に日本の FTA/EPA パートナーでもある、チリ、メキシコ、スイス、トルコ（日本とは現在交渉中）と EU の FTA について、特に各 FTA で最近議論された運用上の課題や、今後の FTA のアップデートなどの見通しに焦点を当てて概要を紹介する。なお FTA 締結後の、EU と各国との貿易投資関係の推移などについては、報告書を参照されたい。

1. EU・チリ連合協定

EU・チリ連合協定のうち FTA に関する部分は、2003年2月1日に暫定的に適用された。

2005年3月には、物品・サービスだけでなく、政府調達・投資自由化、知的財産権の保護、競争問題の協力など包括的なFTAとして発効し、その後大きな改定は行われていない。同協定には農業とサービスに関するレビュー条項が含まれており、欧州委によればこれらの条項に従ったレビュー作業が2006年から2010年に行われたものの、セクター別の作業ではバランスのとれた結果が得られず、レビューは失敗に終わったという。

欧州委は、EU事業者が問題視しているEUチリ連合協定の課題として、(1)農産品・食品の自由化が限定的であること、(2)原産地規則、関税及び税関手続き規定が古くアップデートされていない、(3)工業製品および農産品・食品分野の非関税障壁に対応するための十分な規律の欠如、(4)EU側関心の高いサービスセクターに対する市場アクセスの制限、(5)包括的な投資自由化についての規律の欠如、(6)事業者への適用範囲が限定的で、古くアップデートされていない政府調達規定、(7)知的財産権に関する規定が限定的であること、及び(8)食品に関する地理的表示(GI)の保護の不足を挙げている。さらに、現行協定には、すべてのEUの投資家に対する投資保護規定(発効済の投資協定(BIT)は、加盟国28カ国中16カ国のみを対象としている)及び貿易と持続可能な開発規定が欠如している点も指摘している。

この状況を踏まえ、欧州委は、2015年にはEUの新貿易・投資戦略「万人のための貿易」において、チリとの現行FTAの近代化の必要性に言及し、2017年1月のEU・チリ間協議において、FTAの近代化すべき交渉分野を特定する「スコーピング・エクササイズ」

を完了した。EU側で交渉指令が採択され次第、FTA近代化のための交渉が開始される見通しだ。

2. EU・メキシコ経済連携・政治対話・協力協定（グローバル協定）

2000年7月に発効したEU・メキシコグローバル協定では、政治対話、協力及び貿易関係を幅広く含み、FTA部分では物品貿易及びサービス貿易の一部（サービス貿易部分は2001年に発効）が規定されている。

EUおよびメキシコは、2016年5月に同協定の近代化を目指す交渉を立ち上げ、現在、2018年2月12日から16日にかけてメキシコにおいて第四回交渉が行われたところだ（次回交渉日程は未定）。

欧州委は、現行のFTAにおいて近代化を要する分野として、特に衛生植物検疫措置（SPS）、物品・サービス貿易、政府調達を挙げている。またFTAの履行に関する主要な問題はSPSに関する現行の義務に関係しており、SPSに起因する多くの障害により、EUからメキシコへの農産物および食品の輸出が妨げられている点を問題視している。

3. EU・スイス自由貿易協定

スイスは欧州経済領域（EEA）に加盟しておらず、EUとスイスの関係は、セクターごとに個別に締結された協定により成り立っている。EUスイス関係の礎となる、1972年に発

効した FTA には、サービス、投資、知財、政府調達に関する条項は含まれておらず、関税以外の分野については、1999 年および 2004 年に、EU・スイス間で署名したセクター別協定が存在する。セクター別協定には、人の自由な移動（シェンゲン協定およびダブリン協定を含む）、貿易の技術的障害、政府調達、農業、航空輸送、道路及び鉄道輸送、科学研究協定、加工農産物、EU 機関の一部へのスイスの関与などが含まれている。EEA・EFTA 加盟のノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタインは、EU 域内市場における人、モノ、資本、サービスの 4 つの自由移動に参加しているのに対し、4 つの自由移動のうちスイスが参加するのはモノ及び人の自由移動の 2 つのみだ。

欧州委は、(スイスの EU に対する) 農産物の自由化が極めて限定的である点や、サービス分野についてセクター全体をカバーする協定が存在しないことを指摘。EU の事業者が直面している主要課題として、2017 年 2 月 28 日の欧州理事会決定 (Conclusion) を引用し、「EU の事業者のスイス市場、特に農産品・食品市場及びサービス市場への参入に関して多くの制約がある」として、EU・スイス間経済関係が不均衡な状態であり、是正が必要である点、また「特に『人の自由移動に関する協定 (Free Movement of Persons Agreement、FMPA)』」など、「一部の (EU・スイス間で締結した) 協定と整合しない連邦または郡レベルでの法制上の措置の導入」に懸念を示した。欧州理事会はスイスに対して、当該措置の廃止及び協定と不整合な新規措置の採用を差し控えるよう求めているとしている。サービスに関する協定については、双方に交渉義務が課されているものの、交渉はま

だ始まっていないとしている。

欧州委は、前述の EU・スイス間の FMPA に関連して、2004 年にスイスが導入した労働市場関連措置（通称「側面措置（Flanking measures）」）を特に問題視している。同措置は、スイスにおける最低労働条件が尊重されていることを監視することを目的としており、必要な場合には、極めて高いスイスの給与（水準）を維持するための制裁措置を可能とする規定であるとして、こうした障壁により EU・スイス間のサービス貿易に不均衡がもたらされていると指摘している。報告書では、欧州委は、2016 年にはスイスに関する新たな 3 つの障壁として、企業を対象とする新たな VAT 登録規定、熟練労働者のための新登録要件、乾燥肉の関税分類を見直す国境措置（同措置により乾燥肉の関税が大幅に引き上げられたとしている）を報告したことにも言及している。

4. EU・トルコ関税同盟

EU・トルコ関係は、1963 年に欧州経済共同体（EEC；EU の前身）とトルコ間で署名された連合協定（アンカラ協定）に始まり、同協定が、その後の関税同盟確立に至るまでのベースとして存在する。1970 年 11 月には、EU-トルコ間を循環する工業製品の関税及び関税割当制度の撤廃スケジュールを定める追加議定書に署名。最終的に関税同盟は EC（当時）トルコ連合理事の決定 No. 1/95 によって 1996 年 1 月 1 日に完成した。

EU・トルコ関税同盟により、EU とトルコの間のすべての工業製品及び一部の加工農産

品の自由な移動が保証されるとともに、トルコが関税同盟に関連するEUの規則及び政策（商業政策、競争政策、知的財産権）に整合させるという要件も確立された。現行協定上、サービスと投資は対象となっていない。

欧州委によると、トルコは、欧州の事業者にも影響を及ぼす様々な貿易障壁と市場参入障壁を導入しており、さらにこれらの多くは関税同盟規則に違反していることを指摘。

2016年5月にアンカラで開催された第33回関税同盟合同委員会、及び2017年5月にブリュッセルで開催された第34回同委員会においては特に以下が議論されたとしている。

(1) トルコ側の貿易障壁及び関税同盟違反の増加（例として、トウモロコシの関税引き上げ、特定の製品に対する監視措置、銅とアルミニウムの輸出制限、不必要な試験要件と通関手続、中古・改修商品の輸入許可制度などの措置）。併せて農産品の貿易に関連する課題も提起。

(2) 関税同盟の機能にとって重要な分野に関連するEUの技術的法令へのトルコの整合

(3) 最近のEU通商政策の進捗に整合させるためのアップデート、特に第三国との自由貿易協定の交渉。

(4) キプロス共和国を含むすべての加盟国に対する関税同盟の差別のない実施。

なお、2016年12月21日に、EU・トルコ間の特惠貿易関係の範囲の拡張、及び関税同盟の近代化に関する協定に関する交渉指令案が欧州委によって採択された。対象分野は、農産品の自由化、サービス、政府調達、中小企業のための特別規定および持続可能な開発

だ。現在、EU理事会および欧州議会が欧州委提案を検討しており、EU理事会が交渉指令を採択すれば、トルコとの間で関税同盟の近代化を目指す交渉が開始される予定だ。

(根津奈緒美)